

## 戸籍への振り仮名記載及び コールセンターの設置についてお知らせします

令和7年5月26日付で改正戸籍法が施行され、戸籍に振り仮名が記載されるようになりました。施行に伴い、本籍地から順次、振り仮名が記載された通知書が発送されます。岡山市では、通知書への問い合わせに対応するコールセンターを6月2日に開設します。

### 1 内容

- ・本籍地から発送される通知書記載の振り仮名が誤っている場合は、届出が必要です。誤っていない場合は、届出不要です。届出がない場合でも令和8年5月26日以降に、通知書に記載された振り仮名が戸籍に記載されます。
- ・届出先は各区役所、支所、地域センター、市民サービスセンター窓口や郵送、マイナポータルです。

### 2 通知発送日

- ・本籍地が岡山市の方への通知書は、令和7年6月下旬以降に順次発送予定です。

### 3 コールセンター

- ・通知書の内容等に関する問い合わせ対応のために、コールセンターを設置します。

★岡山市戸籍振り仮名コールセンター

(電話番号)0570-200-641

(メールアドレス)[info@okayamacity-kosekifurigana.com](mailto:info@okayamacity-kosekifurigana.com)

(開設時期)令和7年6月2日から令和7年11月28日まで

(受付時間)午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日除く)

- ・制度に関する問い合わせ対応のために、法務省もコールセンターを設置しています。

★法務省戸籍振り仮名通知コールセンター

(電話番号)0570-05-0310

(開設時期)令和7年5月26日から令和8年5月26日まで

(受付時間)午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日、年末年始除く)

#### 【問い合わせ先】

岡山市 区政推進課 佐々木 柳沢 直通086-803-1033 内線3750・3751